

【答申の概要】（諮問第246号）教職員倫理110番の運用に関する文書の非開示決定に対する審査請求

件 名	教職員倫理110番の運用に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	教職員倫理 110 番制度における通報者への説明ルール
非 開 示 理 由	条例第 11 条第 2 項（文書不存在）
実 施 機 関	静岡県教育委員会
諮 問 期 日	令和 4 年 11 月 7 日
主 な 論 点	公文書を作成していないとして非開示決定を行った処分は妥当か。

審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

審査会の判断

（1）請求対象公文書について

審査請求人は、自身が行った教職員倫理 110 番制度による通報に対する実施機関の結果返答において、実施機関から、通報者に対して詳細な伝達を要しないルールがある旨の説明を受けたと主張し、当該ルールが記載された文書の開示を求める旨主張している。

審査請求人は、一般には公表されていない設置要綱の内容を了知の上で各種主張を行っているものと解されるため、審査請求人が求めている文書は、設置要綱以外の、教職員倫理 110 番制度の運用に係る方針や規程等、実施機関の職員が発言したとされる内容の根拠となる文書であると解される。

（2）請求対象公文書の保有の有無について

実施機関は、教職員倫理 110 番制度は設置要綱に基づき運用しており、審査請求人に対して説明しない根拠とした「ルール」を定めた文書は存在しない旨を主張する。

当該制度の運用に係る文書について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、設置要綱以外には存在しない旨を改めて説明し、併せて、「調査結果等」とは、調査結果及び結果を踏まえた各学校等の対応方針である旨を説明した。

一般に、公務員の職務は、公務員個人の独断で行われてはならない一方で、その諸活動を県民等に説明する上では、あらゆる説明が明文化された根拠に基づいているとは限らないことは、言うまでもない。

他方、同一の職務における対応や説明が、合理的な理由なく対象者や担当職員によって異なるということはあってはならず、そういった事態を避けるために、また職務の効率的な運用のためにも、運用方針や規程等を職務ごとに用意しておくことは、望ましい対応であるといえる。

この点、教職員による不正行為等の未然防止及び早期発見を図るため県民からの通報を受け付けるという教職員倫理 110 番制度の通報窓口設置趣旨に鑑みて、設置要綱のみを事務実施の根拠とし、明文化された方針等は存在しないことが不自然、不合理ではないといえるかどうかは、確認の余地がある。

そこで、実施機関と同時期に職員の不正行為に関する通報窓口（静岡県職員不正行為外部通報窓口）を設置した静岡県知事部局担当部署に、この点参考のため確認した。当該部署によれば、通報者に対する回答内容は、調査結果及び被通報者への措置方針であり、また、通報者に対してどの程度の内容を回答するかは状況によって異なるから、通報の度に事案の性質に応じて判断することとしており、明文規定は存在していないとのことである。

そうすると、知事部局及び実施機関における通報窓口の運用に、実質的な違いはみられない。また、知事部局においては、当該運用に当たり特段の支障はないとのことである。さらに、社会情勢の変化や通報者個別の事情がある中で、具体的な明文規定を設けることは困難であるという事情は、一般論としても首肯できる。

したがって、今後、実施機関において制度の運用方針等を用意する必要があるか、その内容をどのようにすべきかという点は別として、本件開示請求時点において、実施機関が教職員倫理 110 番制度の運用に係る方針や規程等を用意していないことは、不自然、不合理とまではいえない。

以上のことからすると、教職員倫理 110 番制度の運用に係る方針や規程等、実施機関の職員が審査請求人に対して行った説明の根拠となる文書の請求に対し、実施機関が該当文書を不存在としたことは、不自然、不合理というほどではなく、この説明について覆すに足る事情も認められないことから、実施機関において、請求対象公文書を保有しているとは認められない。

(3) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、審査会の結論のとおり判断する。